

日常点検、定期点検、簡単なメンテナンス

お車をご使用の方の安全と車を快適にご使用いた
だくために、道路運送車両法で1日1回の日常点
検と6か月、12か月毎の定期点検整備を行うこと
が義務づけられています。
安全快適にお乗りいただくために、必ず実施して
ください。

警告

点検整備の方法を正しく行わないこと、不適
当な整備や未修理は、転倒事故などを起こす
原因となり、死亡または重大な傷害に至る可
能性があります。

- 点検整備は、取扱説明書・メンテナンスノー
トに記載された点検方法・要領を守り、必ず
実施してください。
- 異状箇所は乗車前に修理してください。

各点検、メンテナンス等については、以下のページ
をご覧ください。

| | |
|-------------|----|
| 一か月目点検について | 52 |
| 交換部品について | 52 |
| 日常点検 | 53 |
| メンテナンス部品配置図 | 54 |
| 定期点検 | 58 |
| 6か月点検項目 | 59 |
| 簡単なメンテナンス | 60 |
| エンジンオイル | 61 |
| 冷却水 | 65 |
| ドライブチェーン | 68 |
| ブレーキ | 70 |
| クラッチ | 74 |
| バッテリー | 76 |
| ヒューズ | 79 |
| タイヤ | 81 |
| エアクリーナ | 83 |